# 第2章 地下水質測定結果

## 第2章 地下水質測定結果

本章は、水質汚濁防止法第 16 条により神奈川県知事が作成した「平成 25 年度地下水質測定計画」に基づき、神奈川県と水質汚濁防止法政令市である 10 市(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市)がそれぞれ実施した地下水の水質測定結果を取りまとめたものである。

## 1 測定の概要

#### (1) 実施期間及び測定頻度

概況調査及び継続監視調査については、年1回、平成25年10月から平成25年12月に かけて実施した。

汚染井戸周辺地区調査については、年1回実施した。

## (2) 調査の種類及び測定地点数

#### ア 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、「メッシュ調査」と「定点調査」を実施した。

#### ○ メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を1kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を1つ選定し、その井戸の水質について調査した。

4年間で一巡するよう、年次計画を策定し実施している。

メッシュ調査は、10年度から開始し、13年度までの4年間で県内37市町村の1,138メッシュを調査した。また、14年度から17年度までの4年間で県内37市町村の1,267メッシュ、18年度から21年度までの4年間で県内37市町村の1,287メッシュを調査した。

25年度は、11市7町(横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、相模原市、小田原市、大和市、厚木市、茅ヶ崎市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町)のメッシュ内に存在する297地点で水質の測定を行った。

#### ○ 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年変化を把握するため調査した。 25年度は、全市町村の103地点で水質の測定を行った。

#### イ 継続監視調査

前年度までの調査の結果、汚染が確認された地点において継続的な監視のため調査した。 25年度は、17市4町の147地点で水質の測定を行った。

#### ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で環境基準値を超過した 16 地点のうち 8 地点について、汚染範囲を確認する ために汚染井戸周辺地区調査を実施し、4 市の 29 地点について調査した。

上記について表にまとめると次のとおりである。

	調査の種類	測定市町村	測定地点数	実施期間、測定頻度
概況	メッシュ調査	11 市 7 町	297 地点	
調査	定点調査	19市13町1村	103 地点	25年10月~25年12月に実施(年1回)
継続	監視調査	17市4町	147 地点	
汚染	井戸周辺地区調査	4市	29 地点	25年度中に実施(年1回)
	計	19市13町1村	576 地点	

#### (3) 測定項目

) 侧足切口		
調査の種類	区分	項目名
	環境基準項目	(1)カドミウム (2)全シアン (3)鉛 (4)六価クロム (5)砒素 (6)総水銀 (7)アルキル水銀 (8) PCB (9)ジクロロメタン (10)四塩化炭素 (11)塩化ビニルモノマー (12)1,2-ジクロロエタン (13)1,1-ジクロロエチレン (14)1,2-ジクロロエチレン (15)1,1,1-トリクロロエタン (16)1,1,2-トリクロロエタン (17)トリクロロエチレン (18)テトラクロロエチレン (19)1,3-ジクロロプロペン (20)チウラム (21)シマジン (22)チオベンカルブ (23)ベンゼン (24)セレン (25)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (26)ふっ素 (27)ほう素 (28)1,4-ジオキサン
	一般項目	(1) 電気伝導率*1 (2) p H*2 (3) 水温 (4) 臭気 (5) 外観
継続監視調査		(1) 鉛 (2) 砒素 (3) 四塩化炭素 (4) 塩化ビニルモノマー (5) 1, 1-ジクロロエチレン (6) 1, 2-ジクロロエチレン (7) 1, 1, 1-トリクロロエタン (8) 1, 1, 2-トリクロロエタン (9) トリクロロエチレン (10) テトラクロロエチレン (11) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (12) ほう素
	一般項目	(1) 電気伝導率*1 (2) p H*2 (3) 水温 (4) 臭気 (5) 外観
汚染井戸周辺 地区調査	環境基準 項目等	汚染範囲を確認するために必要な項目

※1 電気伝導率

水の電気の流れやすさを示す数値で、水中に含まれる陽イオン、陰イオンの合計量の目安になる。純水は電気伝導率が低く電気が通りにくく、不純物の多い水では電気伝導率は高くなる(単位 mS/m)。

**※**2 p H

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数である。 p Hが 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。

## (4) 測定方法

「平成25年度地下水質測定計画」に定める測定方法に基づき実施した。

## 2 測定結果の評価方法

#### (1) 環境基準項目の評価

全シアンは、測定地点における年間測定値の最高値が環境基準値以下の場合、そのほか 27 項目は、測定地点における年間測定値の平均値が環境基準値以下の場合に、環境基準を 達成していると評価する。

なお、本文中において「検出」とは、報告下限値以上で検出されたことをいう。

地下水の水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、「地下水の水質汚濁に係る環境 基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)による。

## (2) 一般項目の評価

- 一般項目のうちpHについては、測定地点におけるpH値が5.8以上8.6以下の場合に、 評価基準を達成していると評価する。
  - 一般項目のpHの評価基準については、水道法第4条に基づく水質基準による。

## 3 測定結果 (概況調査、継続監視調査) の総括

#### (1) 概況調査

ア メッシュ調査 (表1-1-1、1-1-2)

- 11市7町の297地点を調査したところ、環境基準項目については、288地点で環境基準 を達成していた。
- 環境基準を達成していなかった5市(横浜市、平塚市、藤沢市、厚木市及び大和市)の9地点については、鉛、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の5項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目のうち、pHは川崎市の1地点で評価基準を達成していなかった。

#### イ 定点調査(表1-2-1、1-2-2)

- 全市町村の103地点を調査したところ、環境基準項目については、96地点で環境基準を 達成していた。
- 環境基準の達成率は92.2%で、24年度よりも1.1ポイント減少していた。
- 環境基準を達成していなかった6市(横浜市、藤沢市、鎌倉市、秦野市、綾瀬市および 三浦市)の7地点については、砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸 性窒素が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

#### **(2)** 継続監視調査(表1-3-1、1-3-2)

- 17市4町の147地点を調査したところ、環境基準項目については、調査した13項目について61地点で環境基準を達成していた。
- 環境基準を達成していなかった15市2町(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、鎌倉市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町及び中井町)の86地点については、砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の6項目のいずれかの項目が環境基準を達成していなかった。
- 一般項目のうち、p Hは横浜市と川崎市の2地点で評価基準を達成していなかった。

表 1-1-1 メッシュ調査測定結果総括

区分	測	定		検出状況	7	環境基準等達成状況			
測定項目	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	達成率(%)	
環境基準項目	28	297	14	235	79. 1	5	288	97. 0	
一般項目	5	297	1	1	0.3	1	296	99. 7	
全項目の集計	33	297	14	235	79. 1	6	287	96. 6	

注1:検出地点数は、1地点で複数項目検出された場合でも1地点として算定。

注2:達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す(一般項目については、pHの評価基準を達成した地点数)。

表 1 - 1 - 2 メッシュ調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳(地点数)
鉛	1	横浜市(1)
塩化ビニルモノマー	1	横浜市(1)
1, 2-ジクロロエチレン	1	横浜市(1)
トリクロロエチレン	1	横浜市(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	横浜市(2)、藤沢市(2)、大和市(2)、 平塚市(1)、厚木市(1)

注:同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の 合計と環境基準を達成していなかった地点数の合計は一致しない。

表 1 - 2 - 1 定点調査測定結果総括

<b>—</b> .	/C //// H/-3 T	とから上がたがた									
区分	区分測定			検出状況	己	環境基準等達成状況					
測定項目	項目数	地点数	項目数	地点数	検出率(%)	非達成項目	達成地点数	<del>遠</del> 戊率(%)			
環境基準項目	28	103	13	98	95. 1	3	96	93. 2			
一般項目	5	103			_	0	103	100			
全項目の集計	33	103	13	98	95. 1	3	96	93. 2			

注1:検出地点数は、1地点で複数項目検出された場合でも1地点として算定。

注2: 達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す(一般項目については、pHの評価基準を達成した地点数)。

表 1-2-2 定点調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳(地点数)
<b></b>	1	鎌倉市(1)
塩化ビニルモノマー	2	横浜市(1)、藤沢市(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	藤沢市(1)、三浦市(1)、秦野市(1)、綾瀬市(1)

表 1 - 3 - 1 継続監視調査測定結果総括

区分	測定		検出	<b></b>	環境基準等達成状況		
測定項目	項目数	地点数	項目数	地点数	非達成項目	達成地点数	
環境基準項目	14	147	11	138	6	61	
一般項目	5	147	1	2	1	146	
全項目の集計	19	147	12	139	7	60	

注1:検出地点数は、1地点で複数項目検出された場合でも1地点として算定。

注2:達成地点数とは、調査した項目をすべて達成した地点数を示す(一般項目については、

p Hの評価基準を達成した地点数)。

表 1 - 3 - 2 継続監視調査の環境基準非達成項目における地点数及び市町村別内訳

環境基準非達成項目	地点数	市町村別内訳(地点数)
<b>祉</b> 素	1	綾瀬市(1)
塩化ビニルモノマー	3	川崎市(3)
1, 2-ジクロロエチレン	8	川崎市(4)、厚木市(1)、茅ヶ崎市(1)、海老名市(1)、 寒川町(1)
トリクロロエチレン	9	川崎市(5)、茅ヶ崎市(2)、鎌倉市(1)、海老名市(1)
テトラクロロエチレン	21	川崎市(6)、相模原市(2)、平塚市(2)、藤沢市(1)、 厚木市(1)、大和市(3)、秦野市(2)、 海老名市(1)、綾瀬市(2)、寒川町(1)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	52	横浜市(10)、川崎市(7)、相模原市(3)、横須賀市(6)、 平塚市(5)、藤沢市(3)、茅ヶ崎市(2)、厚木市(1)、 大和市(1)、三浦市(2)、秦野市(3)、伊勢原市(2)、 海老名市(2)、綾瀬市(4)、中井町(1)

注:同一地点で複数項目について環境基準非達成の場合があるため、項目別の非達成地点数の 合計と環境基準を達成していなかった地点数の合計は一致しない。

## 4 測定結果 (概況調査、継続監視調査) の概要

#### (1) 項目別測定結果

ア 概況調査 (メッシュ調査) (表2-1)

環境基準を達成していなかった項目は、鉛、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の5項目であった。

#### ○ 環境基準項目

検出された地点数は、鉛が 233 地点のうち 1 地点、塩化ビニルモノマーが 297 地点のうち 1 地点、1,2-ジクロロエチレンが 297 地点のうち 2 地点、トリクロロエチレンが 297 地点のうち 7 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 233 地点のうち 215 地点であった。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、鉛が 1 地点、塩化ビニルモノマーが 1 地点、1,2-ジクロロエチレンが 1 地点、トリクロロエチレンが 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 8 地点であった(達成率はそれぞれ 99.6%、99.7%、99.7%、99.7%、96.6%)。

なお、環境基準は達成していたが検出された地点数は、砒素が3地点、四塩化炭素が2地点、1,2-ジクロロエタンが2地点、1,1,1,-トリクロロエタンが6地点、テトラクロロエチレンが14地点、セレンが5地点、ふっ素が56地点、ほう素が106地点、1,4-ジオキサンが2地点であった。

#### ○ 一般項目

p Hは、1 地点で評価基準を達成していなかった。 電気伝導率は、10~180 mS/m の範囲であった。 水温は、8.3~24.2℃の範囲であった。

#### イ 概況調査 (定点調査) (表2-2)

環境基準を達成していなかった項目は、砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素の3項目であった。

#### 〇 環境基準項目

検出された地点数は、砒素が103地点のうち1地点、塩化ビニルモノマーが103地点のうち3地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が103地点のうち90地点で検出された。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、砒素が1地点、塩化ビニルモノマーが2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4地点であった(達成率はそれぞれ99.0%、98.1%、96.1%)。

なお、環境基準は達成していたが検出された地点数は、四塩化炭素が4地点、1,1-ジクロロエチレンが1地点、1,2-ジクロロエチレンが1地点、1,1-トリロロエタンが3地点、トリクロロエチレンが2地点、テトラクロロエチレンが9地点、ふっ素が25地点、ほう素が51地点、1,4-ジオキサンが2地点であった。

#### ○ 一般項目

p Hは、全地点で評価基準を達成していた。 電気伝導率は、12~68 mS/m の範囲であった。 水温は、12.9~23.5 ℃の範囲であった。

#### 〇 経年変化

平成 16 年度から平成 25 年度までの定点調査の環境基準達成率は、93.2% から 98.1% の間で変動している(表 2-2-2)。

平成16年度から平成25年度までの定点調査において、環境基準を達成していなかった項目は、鉛、砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の4項目であった。

#### ウ 継続監視調査 (表2-3)

環境基準を達成していなかった項目は、砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の6項目であった。

#### 〇 環境基準項目

検出された地点数は、砒素が4地点のうち3地点、塩化ビニルモノマーが21地点のうち8地点、1,2-ジクロロエチレンが47地点のうち15地点、トリクロロエチレンが60地点のうち22地点、テトラクロロエチレンが55地点のうち38地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が80地点のうち80地点であった。このうち、環境基準を達成していなかった地点数は、砒素が1地点、塩化ビニルモノマーが3地点、1,2-ジクロロエチレンが8地点、トリクロロエチレンが9地点、テトラクロロエチレンが21地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が52地点であった(達成率はそれぞれ75.0%、85.7%、83.0%、85.0%、61.8%、35.0%)。

なお、環境基準は達成していたが検出された地点数は、四塩化炭素が2地点、1,1-ジクロロエチレンが4地点、1,1,1-トリクロロエタンが6地点、ほう素が1地点であった。

#### ○ 一般項目

p Hは、2 地点で評価基準を達成していなかった。 電気伝導率は、15~85 mS/m の範囲であった。 水温は、10.3~23.5 ℃の範囲であった。

表2-1 メッシュ調査項目別測定結果

総測定地点数:297地点

		測定	検出	環境基準等	最 高	検出率	環境基準等	環境基準又は
区	項目	100,700	7天 四	非達成	NX [1-1]	1844	達成率	水光至十八は
分	Z I	地点数	地点数	地点数	濃 度	(%)	(%)	評価基準
	カドミウム	233	0	0	_	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	233	0	0		0	100	横出されないこと
	鉛	233	1	1	0.012	0. 4	99. 6	0.01mg/L以下
	六価クロム	233	0	0		0	100	0.05mg/L以下
		233	3	0	0.007	1. 3	100	0.01mg/L以下
		233	0	0	<u> </u>	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	0	0	0				 検出されないこと
	РСВ	233	0	0		0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	297	0	0		0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	297	2	0	0.0008	0. 7	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	233	1	1	0.0025	0.3	99. 7	0.002mg/L以下
環	1,2-ジクロロエタン	297	6	0	0.0027	0.7	100	0.004mg/L以下
境	1, 1-ジクロロエチレン	297	0	0	_	0	100	0.1mg/L以下
基	1, 2-ジクロロエチレン	297	2	1	0. 55	0.7	99. 7	0.04mg/L以下
進	1,1,1-トリクロロエタン	297	6	0	0.012	2.0	100	1mg/L以下
毕	1,1,2-トリクロロエタン	297	0	0	_	0	100	0.006mg/L以下
項	トリクロロエチレン	297	7	1	0. 20	2.4	99. 7	0.03mg/L以下
目	テトラクロロエチレン	297	14	0		4. 7	100	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	297	0	0	_	0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	233	0	0		0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	233	0	0		0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	233	0	0		0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	297	0	0	_	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	233	5	0	0.004	2. 1	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及U亜硝酸性窒素	233	215	8	19	92.3	96.6	10mg/L以下
	ふっ素	233	56	0	0.7	24.0	100	0.8mg/L以下
	ほう素	233	106	0	0.73	45.5	100	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	233	2	0	0.007	0.9	100	0.05mg/L以下
	計	297	235	9		79. 1	97.0	
_	電気伝導率	297						
般	рН	297		1	9.5		99. 7	5.8以上8.6以下
項	水温	297						
目	計	297		1			99. 7	
	合 計	297	235	10		79. 1	96.6	

注1:計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合1地点とした。

注2:網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

表 2 一 2 定点調查項目別測定結果

総測定地点数:103地点

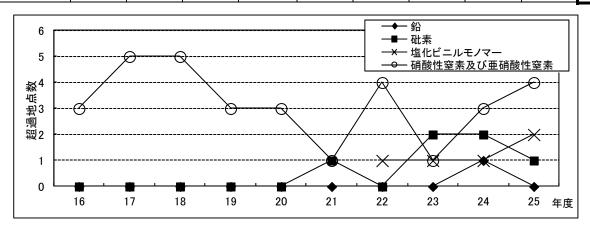
区		測定	検 出	環境基準等	最 高	検出率	環境基準等	環境基準又は
分	項目	地点数	地点数	非達成 地点数	濃度	(%)	達成率 (%)	評価基準
	カドミウム	103	0	0	_	0	100	0.003mg/L以下
	全シアン	103	0	0	_	0	100	検出されないこと
	鉛	103	0	0	_	0	100	0.01mg/L以下
	六価クロム	103	0	0	_	0	100	0.05mg/L以下
	<b>砒素</b>	103	1	1	0.018	1.0	99. 0	0.01mg/L以下
	総水銀	103	0	0	_	0	100	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	0	0	0	_	0	100	検出されないこと
	РСВ	103	0	0	_	0	100	検出されないこと
	ジクロロメタン	103	0	0	_	0	100	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	103	4	0	0.0007	3. 9	100	0.002mg/L以下
~100	塩化ビニルモノマー	103	3	2	0.08	2.9	98. 1	0.002mg/L以下
環	1,2-ジクロロエタン	103	0	0		0	100	0.004mg/L以下
境	1,1-ジクロロエチレン	103	1	0	0.0041	1.0	100	0.1mg/L以下
基	1,2-ジクロロエチレン	103	1	0	0.018	1.0	100	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	103	3	0	0.0014	1.9	100	1mg/L以下
準	1,1,2-トリクロロエタン	103	0	0	—	0	100	0.006mg/L以下
項	トリクロロエチレン	103	2	0	0.011	1. 9	100	0.03mg/L以下
目	テトラクロロエチレン	103	9	0	0.0033	7. 6	100	0.01mg/L以下
	1, 3-ジクロロプロペン	103	0	0		0	100	0.002mg/L以下
	チウラム	103	0	0		0	100	0.006mg/L以下
	シマジン	103	0	0	_	0	100	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	103	0	0		0	100	0.02mg/L以下
	ベンゼン	103	0	0	_	0	100	0.01mg/L以下
	セレン	103	1	0	0.002	0	100	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及U亜硝酸性窒素	103	90	4	18	85. 7	96. 1	10mg/L以下
	ふっ素	103	25	0	0. 22	24.8	100	0.8mg/L以下
	ほう素	103	51	0	0.77	45. 7	100	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	103	2	0	0.018	2.9	100	0.005mg/L以下
	計	103	98	7		95. 2	93. 2	
_	電気伝導率	103						
般	рН	103		0	_		100	5.8以上8.6以下
項	水温	103						
目	計	103		0			100	
	合 計	103	98	7		95. 2	93. 3	

注1:計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合1地点とした。

注2:網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

表2-2-2 定点調査環境基準項目達成率

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
測定項目数	26	26	26	26	26	26	28	28	28	28
測定地点数	99	103	105	105	105	105	105	105	105	103
非達成地点数	4	5	5	3	3	2	5	4	7	7
環境基準的技率	96.0%	95. 1%	95. 2%	97. 1%	97. 1%	98. 1%	95. 2%	96. 2%	93. 3%	93. 2%



定点調査環境基準項目別非達成地点数経年変化

表 2 - 3 継続監視調査項目別測定結果

総測定地点数:147地点

区分	項目	測定地点数	検 出地線	環境基準等 非達成 地点数	最高農度	<b>検</b> 出率 (%)	環境基準等 達成率 (%)	環境基準又は 評価基準
	鉛	3	0	0	ı	0	100	0.01mg/L以下
	<b>砒素</b>	4	3	1	0.015	75. 0	75. 0	0.01mg/L以下
	四塩化炭素	8	2	0	0.0003	25. 0	100	0.002mg/L以下
	塩化ビニルモノマー	21	8	3	0.038	38. 1	85. 7	0.002mg/L以下
環	1,2-ジクロロエタン	2	0	0	_	0	100	0.004mg/L以下
境	1,1-ジクロロエチレン	38	4	0	0.012	10.5	100	0.1mg/L以下
基	1,2-ジクロロエチレン	47	15	8	0.50	31.9	83.0	0.04mg/L以下
準	1,1,1-トリクロロエタン	44	6	0	0.010	13.6	100	1mg/L以下
項	1,1,2-トリクロロエタン	3	0	0	ı	0	100	0.006mg/L以下
目	トリクロロエチレン	60	22	9	0. 13	36. 7	85.0	0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	45	38	21	0. 20	69. 1	61.8	0.01mg/L以下
	硝酸生 <del>窒素及</del> び垂硝酸生窒素	80	80	52	38	100	35.0	10mg/L以下
	ほう素	1	1	0	0.76	100	100	1mg/L以下
	計	147	138	86		93. 9	41.5	
_	電気伝導率	147						
般	рН	147		2	8.8		98.6	5.8以上8.6以下
項	水温	147						
目	計	147		2			98.6	
	合 計	147	138	87		93. 9	40.8	

注1:計・合計については、同一地点で複数検出又は非達成であった場合1地点とした。

注2:網かけは環境基準非達成又は評価基準非達成項目を示す。

#### (2) 深度別測定結果

調査井戸を「浅井戸」、「深井戸」、「その他」に区分し、区分ごとの調査結果をまとめると次のとおりである。

注:浅井戸・・・不圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されやすい。 深井戸・・・被圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されにくい。 (不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度が30mを目途に分類)

その他・・・①浅井戸・深井戸の区別が不明のもの ②湧水 ③横井戸

#### ア 概況調査 (メッシュ調査) (表3-1-1、3-1-2)

#### 〇 浅井戸

環境基準項目については、測定した210地点中170地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、破酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサン、ふっ素及びほう素の11項目のいずれかが検出(検出率81.0%)されており、このうち7地点で塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった(達成率96.7%)。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

#### 〇 深井戸

環境基準項目については、測定した 57 地点中 52 地点で四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、セレン、ふっ素及びほう素の 9 項目のいずれかが検出(検出率 43.3%)されており、このうち 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった(達成率 98.2%)。一般項目については、 p Hが 1 地点で評価基準を達成していなかった。

#### ○ その他

環境基準項目については、測定した30地点中13地点で鉛並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の2項目が検出(検出率36.7%)されており、このうち1地点で鉛と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった(達成率96.7%)。一般項目については、全地点で評価基準を達成していた。

表3-1-1 メッシュ調査-深度別測定結果(調査項目区分別集計)

沈 庄	測 定 地点数		環境基	準項目	一般項目	全項目	集計	
		検 出	検出率	達成	達成率	達成	検 出	達成
	地尔奴	地点数	(%)	地点数	(%)	地点数	地点数	地点数
浅井戸	210	170	81. 0	203	96. 7	210	170	203
深井戸	57	52	91. 2	56	98. 2	56	52	55
その他	30	13	36. 7	29	96. 7	30	11	29
計	297	235	78. 5	288	97. 0	296	235	287

表3-1-2 メッシュ調査-深度別測定結果(環境基準非達成項目)

深度	達成地点数/測定地点数								
区分	鉛	塩化ビニル	1, 2-ジクロロ	トリクロロ	硝酸性窒素及び				
	2日	モノマー	エチレン	エチレン	亜硝酸性窒素				
浅井戸	168/168	167/168	209/210	209/210	162/168				
深井戸	54/54	54/54	57/57	57/57	53/54				
その他	10/11	11/11	30/30	30/30	10/11				
計	233/233	232/233	296/297	296/297	225/233				

#### イ 概況調査 (定点調査) (表3-2-1、3-2-2)

#### 〇 浅井戸

環境基準項目については、測定した 65 地点中 65 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,1,1,-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の 9 項目のいずれかが検出(検出率100%)されており、このうち 6 地点で砒素、塩化ビニルモノマー並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 3 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった(達成率 90.8%)。

#### 〇 深井戸

環境基準項目については、測定した32地点中27地点で四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び1,4-ジオキサンの11項目のいずれかが検出(検出率84.4%)されており、1地点で塩化ビニルモノマーが環境基準を達成していなかった(達成率96.9%)。

#### ○ その他

環境基準項目については、測定した6地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出(検 出率100%)されていたが、全地点で環境基準を達成していた(達成率100%)。

表3-2-1 定点調查-深度別測定結果(調查項目区分別集計)

次	深度 測定   区分 地点数	環境基準項目				一般項目	全項目	集計
		検 出	検出率	達成	達成率	達成	検 出	達成
		地点数	(%)	地点数	(%)	地点数	地点数	地点数
浅井戸	65	65	100	59	90.8	65	65	59
深井戸	32	27	84. 4	31	96. 9	32	27	31
その他	6	6	100	6	100	6	6	6
計	103	98	95. 1	96	93. 2	103	98	96

表3-2-2 定点調査-深度別測定結果(環境基準非達成項目)

深度		達成地点数/測定地点	(数
区分	o e 砒素	塩化ビニルモノマー	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
浅井戸	64/65	64/65	<b>61/65</b>
深井戸	32/32	31/32	32/32
その他	6/6	6/6	6/6
計	102/103	101/103	99/103

#### ウ 継続監視調査 (表3-3-1、3-3-2)

#### 〇 浅井戸

環境基準項目については、測定した 108 地点中 103 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1,-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の8項目のいずれかが検出(検出率95.4%)されており、このうち64地点で塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の6項目のいずれかが環境基準を達成していなかった(達成率40.7%)。一般項目については、pHが1地点で評価基準を達成していなかった。

#### 〇 深井戸

環境基準項目については、測定した 32 地点中 30 地点で砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素並びに 1,4-ジオキサンの 11 項目のいずれかが検出(検出率 93.8%)されており、このうち 18 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 6 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった(達成率 43.8%)。一般項目については、p Hが 1 地点で評価基準を達成していなかった。

#### ○ その他

環境基準項目については、測定した7地点中5地点でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目のいずれかが検出 (検出率71.4%) されており、このうち4地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった(達成率42.9%)。

表 3 - 3 - 1 継続監視調査 - 深度別測定結果 (調査項目区分別集計)

7		0	1 1121111111111111111111111111111111111					יום אבנינו נ		
	次 庄		an +		環境基準項目				全項目	集計
	深度	測 定 地点数	検 出	検出率	達成	達成率	達成	検 出	達成	
		),	地点数	地点数	(%)	地点数	(%)	地点数	地点数	地点数
	浅井	‡戸	108	103	95. 4	44	40.7	107	103	44
	深井	‡戸	32	30	93.8	14	43.8	31	31	13
	その	)他	7	5	71. 4	3	42.9	7	5	3
	青	+	147	138	93. 9	61	41.5	145	139	60

表3-3-2 継続監視調査-深度別測定結果(環境基準非達成項目)

	達成地点数/測定地点数										
深 度 区 分	がそれ素	塩化ビニルモノマー	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロ ロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素					
浅井戸	2/2	15/17	27/31	26/34	22/32	25/70					
深井戸	1/2	3/4	10/14	22/23	11/22	3/6					
その他	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	4/4					
計	3/4	18/21	37/45	48/57	33/54	32/80					

#### (3) 利用用途別測定結果

調査井戸を「一般飲用」、「生活用水」、「工業用水」、「その他」に区分し、区分ごとの調査結果をまとめると次のとおりである。

注:一般飲用・・・一般家庭あるいは工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられる可能性のある井戸。 飲用のほか生活用等にも用いられる井戸はこちらに分類する。

生活用水・・・一般家庭あるいは工場・事業場等にあって、飲用以外の生活用に用いられており、飲用 に用いられる可能性が全くない井戸。

工業用水・・・冷却等の工業用として用いられる井戸。工業・事業場の所有する井戸で生活用と共用の 井戸は、主たる用途に基づいて分類する。

その他・・・・①上記以外の用途の井戸(農業用水、営業用水等)②用途不明の井戸③不使用の井戸

#### ア 概況調査 (メッシュ調査) (表4-1-1、4-1-2)

#### ○ 一般飲用

環境基準項目については、測定した 43 地点中 42 地点で、砒素、1,1,1,-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の 7 項目のいずれかが検出(検出率 97.7%)されており、このうち 2 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった(達成率 95.3%)。

#### 〇 生活用水

環境基準項目については、測定した 193 地点中 141 地点で、鉛、砒素、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び 1,4-ジオキサンの 12 項目のいずれかが検出(検出率 73.1%) されており、このうち 5 地点で鉛並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった(達成率 97.4%)。

#### 〇 工業用水

環境基準項目については、測定した 11 地点中 10 地点でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにほう素の 4 項目のいずれかが検出 (検出率 90.9%) されていたが、全地点で環境基準を達成していた (達成率 100%)。

#### ○ その他

環境基準項目については、測定した 50 地点中 42 地点で四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1,-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素および1,4-ジオキサンの12項目のいずれかが検出(検出率84.0%)されており、このうち2地点で塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった(達成率96.0%)。一般項目については、1 地点でp Hが評価基準を達成していなかった(達成率98.0%)。

表4-1-1 メッシュ調査-利用用途別測定結果(調査項目区分別集計)

					<u></u>			
ш \Д	an 🕁		環境基準項目				全項目	集計
田 歩 区 分	用 途   測 定 区 分 地点数		検出率	達成	達成率	達成	検 出	達成
	- L/M/3/	地点数	(%)	地点数	(%)	地点数	地点数	地点数
一般飲用	43	42	97. 7	41	95. 3	43	42	41
生活用水	193	141	73. 1	188	97.4	193	141	188
工業用水	11	10	90. 9	11	100	11	10	11
その他	50	42	84. 0	48	96.0	49	41	47
計	297	235	79. 1	288	97.0	296	234	287

表4-1-2 メッシュ調査-利用用途別測定結果(環境基準非達成項目)

<u> </u>		- ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
H	達成地点数/測定地点数											
用途区分	鉛	塩化ビニル モノマー	1, 2-ジクロロ エチレン	トリクロロ エチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素							
一般飲用	42/42	42/42	43/43	43/43	40/42							
生活用水	138/139	139/139	193/193	193/193	134/139							
工業用水	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11							
その他	41/41	40/41	40/41	40/41	40/41							
計	232/233	287/288	287/288	287/288	225/233							

#### イ 概況調査 (定点調査) (表4-2-1、4-2-2)

## ○ 一般飲用

環境基準項目については、測定した 26 地点で四塩化炭素、テトラクロロエチレン、 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の 5 項目のいずれかが検出 (検出率 100%) されており、このうち 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成し ていなかった (達成率 96. 2%)。

#### 〇 生活用水

環境基準項目については、測定した 43 地点中 41 地点で砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の 5 項目のいずれかが検出(検出率 95.3%) されており、このうち 3 地点で砒素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 2 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった(達成率 90.7%)。

#### 〇 工業用水

環境基準項目については、測定した13地点のうち11地点で鉛、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素及び1,4-ジオキサンの11項目のいずれかが検出(検出率84.6%)されており、このうち1地点で塩化ビニルモノマーが環境基準を達成していなかった(達成率92.3%)。

#### ○ その他

環境基準項目については、測定した 21 地点中 20 地点で四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1,1,-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝

酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素及びほう素の8項目のいずれかが検出(検出率95.2%)されており、このうち1地点で塩化ビニルモノマーが環境基準を達成していなかった(達成率95.2%)。

表 4 - 2 - 1 定点調查 - 利用用途別測定結果 (調查項目区分別集計)

_	· -	· /C/III	(M-) — 1	3713713227		14 (11)-12	<u> </u>	/JJ/ \AI/	
	ш Ъ	油小		環境基準項目				全項目	1集計
	用 途 区 分	測 定地点数	検 出 地点数	検出率 (%)	達 成 地点数	達成率 (%)	達 成 地点数	検 出 地点数	達 成地点数
	一般飲用	26	26	100	25	96. 2	26	26	25
	生活用水	43	41	95. 3	39	90.7	43	41	39
	工業用水	13	11	84.6	12	92.3	13	11	12
	その他	21	20	95. 2	20	95. 2	21	20	20
	計	103	98	95. 1	96	93. 2	103	98	96

表 4 - 2 - 2 定点調査 - 利用用途別測定結果(環境基準非達成項目)

2	ζ +	2 龙苏啊.	且 们们心处沙漠足陷入	(承先至十分) (1)					
	用途	達成地点数/測定地点数							
	区分	砒素	塩化ビニルモノマー	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素					
	一般飲用	26/26	26/26	25/26					
	生活用水	42/43	43/43	40/43					
	工業用水	13/13	12/13	13/13					
	その他	21/21	20/21	21/21					
	計	102/103	102/103	99/103					

注:網掛けは非達成地点があることを示す。

### ウ 継続監視調査 (表4-3-1、4-3-2)

#### 〇 一般飲用

環境基準項目については、測定した 10 地点のうち 9 地点で砒素、塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びに 1, 4-ジオキサンの 5 項目のいずれかが検出(検出率 90.0%)されており、4 地点で塩化ビニルモノマー、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を達成していなかった(達成率 60.0%)。

#### 〇 生活用水

環境基準項目については、測定した 93 地点中 87 地点で砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにほう素の 10 項目のいずれかが検出(検出率 93.5%)されており、このうち 60 地点で塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 5 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった(達成率 35.5%)。一般項目については、1 地点で p Hが評価基準を達成していなかった(達成率 98.9%)。

#### 〇 工業用水

環境基準項目については、測定した 14 地点で砒素、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の9項目のいずれかが検出(検出率100%)されており、このうち10地点で砒素、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の5項目のいずれかが環境基準を達成していなかった(達成率28.6%)。

#### ○ その他

環境基準項目については、測定した 30 地点中 28 地点で塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 6 項目のいずれかが検出(検出率 93.3%)されており、このうち 12 地点で 1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の 4 項目のいずれかが環境基準を達成していなかった(達成率 60.0%)。一般項目については、1 地点で p Hが評価基準を達成していなかった(達成率 99.3%)。

表 4 - 3 - 1 継続監視調査 - 利用用途別測定結果 (調査項目区分別集計)

_	` .		1 112171		_ 13/13/1	1/5 (1) (1)		M A N I	_//////	H 1 /
用途測定					環境基準項目				全項目	集計
		五子	測 定地点数	検 地点数	検出率 (%)	達 成地点数	達成率 (%)	達 成 地点数	検 出地点数	達 成 地点数
	一般飲	Ŧ	10	9	90.0	6	60.0	10	9	6
	生活用	水	93	87	93. 5	33	35. 5	92	87	33
	工業用	水	14	14	100	4	28.6	14	14	4
	その1	也	30	28	93. 3	18	60.0	30	31	17
	計		147	138	93. 9	61	41.5	146	141	60

表 4 - 3 - 2 継続監視調査 - 利用用途別測定結果(環境其準非達成項目)

1	( <del>-</del> 0 - 2	小に小りし五	他机量优码量 利用用逐步燃发的人 (埃克堡干护建成为日)								
		達成地点数/測定地点数									
	用 区 分	砒素	塩化ビニルモノマー	1, 2-ジクロ ロエチレン	トリクロロ エチレン	テトラクロ ロエチレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素				
	一般飲用	1/1	0/1	2/2	3/3	2/3	3/5				
	生活用水	1/1	15/17	31/35	29/36	20/32	15/54				
	工業用水	0/1	1/1	3/6	11/12	5/12	0/1				
	その他	1/1	2/2	3/4	8/9	7/8	10/20				
	計	3/4	18/21	39/47	51/60	34/55	28/80				

注:網掛けは非達成地点があることを示す。

## 5 汚染井戸周辺地区調査の測定結果

概況調査で環境基準を達成していなかった 16 地点のうち 8 地点について、汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施し、4 市の 29 地点について調査した。

#### (1) 横浜市保土ケ谷区新井町地区

メッシュ調査において、横浜市保土ケ谷区新井町地区の調査地点で、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺3地点の計4地点について調査した。塩化ビニルモノマーについては、当該地点1地点で検出されたが、環境基準は達成していた。1,2-ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンについては、それぞれ当該地点1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
塩化ビニルモノマー	4	1	0	_
1, 2-ジクロロエチレン	4	1	1	0.31
トリクロロエチレン	4	1	1	0. 12

#### (2) 横浜市神奈川区六角橋五丁目地区

メッシュ調査において、横浜市神奈川区六角橋五丁目地区の調査地点で、鉛並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺3地点の計4地点について調査した。鉛については、当該地点1地点で検出されたが、環境基準は達成していた。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、全4地点で検出され、うち当該地点を含む2地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準	非達成地点
<u> </u>	- 明1年、地点数	快山地总数	非達成地点数	最高濃度(mg/L)
鉛	4	1	0	_
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	2	12

#### (3) 横浜市瀬谷区本郷一丁目地区

メッシュ調査において、横浜市瀬谷区本郷一丁目地区の調査地点で、硝酸性窒素及び亜 硝酸性窒素が環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺 2 地点の計 3 地点につい て調査したところ、全 3 地点で検出され、うち当該地点を含む 2 地点で環境基準を超過し ていた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	2	22

#### (4) 横浜市戸塚区上倉田町地区

メッシュ調査において、横浜市戸塚区上倉田町地区の調査地点で、塩化ビニルモノマー が環境基準を超過したことから、当該地点とその周辺4地点の計5地点について調査した ところ、当該地点1地点で環境基準を超過していた。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
塩化ビニルモノマー	5	1	1	0.013

#### (5) 藤沢市亀井野地区

メッシュ調査において、藤沢市亀井野地区の調査地点で「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が検出されていたことから、その周辺 3 地点について調査したところ、検出されたが環境基準を超過しなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	3	0	_

#### (6) 大和市上和田地区

メッシュ調査において、大和市上和田の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されていたことから、当該地点とその周辺4地点の計5地点について調査したところ、全5地点で検出され、当該地点1地点のみで環境基準を超過した。

調査	項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及	び亜硝酸性窒素	5	5	1	19

#### (7) 大和市福田地区

メッシュ調査において、大和市福田の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されていたことから、当該地点とその周辺3地点の計4地点について調査したところ、全4地点で検出され、当該地点1地点のみで環境基準を超過した。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	4	1	12

#### (8) 厚木市三田地区

メッシュ調査において、厚木市三田地区の調査地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されていたことから、その周辺 1 地点について調査したところ、基準超過は確認できなかった。

調査項目	調査地点数	検出地点数	環境基準 非達成地点数	非達成地点 最高濃度(mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1	0	

## 6 地下水質汚染状況図

